紀美野中学校いじめ防止基本方針

紀美野町立紀美野中学校

１　はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

本基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・和歌山県・紀美野町の「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処」（以下、「いじめの防止等」という）を総合的・効果的に推進するために作成する。

２　いじめの定義

（定義）
第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

いじめの定義は、法第２条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

◆　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

◆　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

◆　インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

3　いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

(1)いじめに見られる集団行動

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、ＳＮＳという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2)いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

４　いじめの防止等の取組

(1)いじめの防止等の対策のための組織

ア　学校いじめ防止対策会議

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任、教科担任、部活動指導にかかる教職員、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等より構成する。

学校いじめ防止対策組織は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割　等

イ　生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のため生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

ウ　職員会議・現職教育での情報交換および共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

エ　ケース会議での情報交換および共通理解

月に１度、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任等により開催し、現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

オ　同僚性の構築

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まないように教職員の同僚性を構築するように努める。

(2)いじめの未然防止

いじめは，どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

ア　道徳教育及び体験活動等の充実

○　道徳の時間の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。

○　教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年

齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ　生徒会活動等の活性化

学校行事の運営等に生徒会がかかわることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。また、学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設ける。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ　生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする心や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ　授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ　開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ　インターネット上のいじめの防止

生徒にＳＮＳ等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。日頃から生徒を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示すささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア　教職員間の連携

日常生活における生徒の様子や変化について、敏感にキャッチできるような意識を高く保つとともにH.Ｒ.・各授業・部活動等での様子や生活ノート等によるチェックで、早期発見できるよう職員の連携を図る。

イ　アンケート調査等の実施

「Ｑ－Ｕ検査」を６月と１１月に実施し、「いじめアンケート」を６月、１０月、２月に実施する。実施に当たっては、解答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、生徒が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、学年主任・生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる生活ノート等からの実態把握にも努める。

ウ　教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整え、ケース会議を月１回定例化し、情報共有を行う。

(4)いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、次のア～クに留意して、学校いじめ防止対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

ア　安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ　事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

ウ　指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行い、対応したことを記録として残す。

エ　情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

オ　関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保および犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ　インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラやスクーリーンショット等で記録したうえで、当該生徒および保護者に了解を得て、プロバイダに削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(5)継続的な指導・支援

学校いじめ防止対策会議やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該生徒の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(6)「いじめの解消」についての判断

平成２９年３月１４日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月継続していることとする。

イ「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

(7)家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での生徒の様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や保護者会、三者面談等の機会に必要に応じて情報交換を行う。

地域の方々の学校行事への参加や連携して街頭指導を通じて、校外での生徒の様子の把握に努める。

(8)教職員の資質と能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等に取り組む資質能力を身につけられるよう、和歌山県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年２回（４月・１０月）の校内研修を行う。

(9)取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、生徒指導委員会を中心に「学校いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直しを行う。

５　重大事態への対処

(1)重大事態の判断

法第２８条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

> 一　いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
> 二　いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
>
> （「いじめ防止対策推進法」より）

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

〇生徒が自殺を企図した場合

〇身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を負った場合
○精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2)重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

ア　重大事態が発生した場合、または「疑い」が生じた段階で、直ちに紀美野町教育委員会（以下、「町教育委員会」という。）に報告する。

イ　町教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、学校いじめ防止対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたり、その結果を町教育委員会に報告する。

ウ　町教育委員会の判断に基づき、学校の設置者（ここでは町教育委員会）が主体となって調査を行う場合、学校いじめ防止対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的に協力を行う。

エ　調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

オ　調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

学校用　重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○ 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

年間計画

	(1) いじめの防止						(3) いじめの早期発見			(5) 継続的な指導・支援	(7) 家庭・地域との連携	(8) 教職員の資質と能力の向上	(9) 取組内容の点検・評価
	ア 道徳教育及び体験活動の充実	イ 生徒会活動等の活性化	ウ 生徒の人権意識の向上	エ 授業づくりの改善と工夫	オ 開かれた学校づくり	カ インターネット上のいじめの防止	ア 教職員間の連携	イ アンケート調査等の実施	ウ 教育相談体制の充実				
年間	・特別の教科道徳の実施 ・体験活動	・専門委員会活動	・学校づくり ・学級づくり	・授業づくり ・授業規律の徹底 ・研究授業 ・現職教育	・育友会街頭指導 ・育友会・学校運営協議会との情報交換		・生徒理解 ・情報共有		・朝の登校指導 ・給食指導 ・昼休憩時の校内巡視 ・SC(毎週火曜日)	・担任等とSC・SSWの連携	・家庭への電話連絡 ・家庭訪問	・現職教育	
4月	学年・学級開き【各学年担当】			授業の進め方、評価について【教科担当】 「学習の手引き」配布【現職教育部】	入学式 授業参観		企画委員会	生活アンケート【教務部】		年度当初各学年生徒の現状と課題把握【各学年担当】	きのくに学校警察相互連絡制度の周知文書配布【生徒指導部】 保護者面談【各学年担当】	『いじめ問題対応マニュアル』、「いじめを見抜くチェックポイント」共通理解【生徒指導部】	取組の内容の確認【いじめ防止対策会議】
5月	修学旅行(3年生)、校外学習(1・2年生)【各学年担当】 避難訓練【防災減災教育部】	いじめについて考える学級活動【特別活動部】	※交通安全教室【生徒指導部】		学校運営協議会						「いじめを見抜くチェックシート」(保護者用)配布【生徒指導部】		
6月	いじめを題材とした道徳教育【道徳教育部】 ※救急救命講習【安全教育部】					※情報モラル教室【生徒指導部】		Q-U検査【生徒指導部】 いじめアンケート【人権教育部】	個人面談(アンケート結果より【学級担任等】			町合同現教【現職教育部】	
7月		生徒総会【特別活動部】	※キッズサポートスクール(1年生)【学年担当】							1学期各学年生徒の現状と課題把握【各学年担当】	三者面談【学年担当】 夜間巡回【育友会生活部】	『いじめ問題対応ハンドブック』、「いじめを見抜くチェックポイント」共通理解【生徒指導部】	1学期成果等の検証【いじめ防止対策会議】
8月	ボランティア体験【各学年担当】		平和学習【人権教育部】 「いじめ防止」に関する標語【生徒指導部】	全国学習状況調査・県学習到達度調査の分析・授業の振り返り【現職教育部】	学校運営協議会	「ネット利用」に関する標語【生徒指導部】	SCとの合同現教【現職教育部】	生活アンケート分析【教務部】			夜間巡回【育友会生活部】	SCとの合同現教【現職教育部】 教員用チェックポイント実施【生徒指導部】 町合同現教【現職教育部】	
9月	職業体験学習(2年生)【学年担当】	奉仕作業【特別活動部】 体育祭【特別活動部】			育友会奉仕作業								
10月	思春期体験【養護教諭】 避難訓練【防災減災教育部】		※命の授業【人権教育部】 人権学習【人権教育部】	指導主事訪問【現職教育部】				いじめアンケート【人権教育部】	個人面談(アンケート結果より【学級担任等】		「いじめを見抜くチェックポイント」(保護者用)配布【生徒指導部】		
11月		文化発表会【特別活動部】	校内人権作文発表会【人権教育部】 ※薬物乱用防止教室【安全教育部】		学校開放月間 授業参観 文化発表会【特別活動部】			Q-U検査【生徒指導部】					
12月		校内マラソン大会【特別活動部】 地方生徒会交流会【特別活動部】								2学期各学年生徒の現状と課題把握【各学年担当】	三者面談【各学年担当】	教員用チェックポイント実施【生徒指導部】	2学期成果等の検証【いじめ防止対策会議】
1月	地域調べ学習(1年生)【学年担当】							学校評価アンケート(生徒・保護者)【教務部】				教員の自己チェックシート実施【生徒指導部】	
2月	避難訓練【防災減災教育部】				新入生説明会 学校運営協議会			いじめアンケート【人権教育部】	個人面談(アンケート結果より【学級担任等】		新入生説明会での保護者への啓発【特別活動部】		
3月		予餞会【特別活動部】		「学習の手引き」見直し【現職教育部】	卒業式 学年保護者会			企画委員会		年度末各学年生徒の現状と課題把握【各学年担当】 小中学校引継会【全職員】	学年懇談会【各学年担当】		年間成果等の検証と次年度への確認【いじめ防止対策会議】

※の取組は、年度によって実施月が異なる場合があります。

「いじめ問題への取組について」のチェックシート

＜趣旨＞　このチェックシートは、いじめ問題に関する学校および教育委員会の取組のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

＜チェックポイント＞

Ａ→できている　Ｂ→概ねできている　Ｃ→あまりできていない　Ｄ→全くできていない

◆	「指導体制」におけるチェック項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実施に当たっているか。				
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				

◆	「教育指導」におけるチェック項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
6	道徳、学級活動、総合的な学習の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
7	学級活動や生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。				
8	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
9	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
10	いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
11	いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
12	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				

◆	「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
14	生徒の実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
15	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭等、学校内の専門家との連携に努めているか。				
16	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
17	いじめについ訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
19	校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。				
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センター等の専門医機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
22	生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				

◆	「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努力しているか。				
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
25	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
26	育友会や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

いじめを見抜くチェックポイント（教師用）

紀美野町立紀美野中学校

いじめへの対応で大切にしたいことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。「違和感」を感じ取るアンテナを高くすることが求められます。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなのもが挙げられます。

登校時・朝の会等

□ 欠席・遅刻が増える。
□ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
□ 表情がさえず、うつむきがちになる。
□ 教師の問いかけに答えようとしない。
□ 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
□ 服装に汚れが目立つ。

授業開始時

□ 忘れ物が多くなる。
□ 用具・机・椅子等が散乱している。
□ その生徒の周囲が何となくざわついている。
□ 一人だけ遅れて教室に入る。
□ 席を替えられている。

授業中

□ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
□ 保健室によく行くようになる。
□ 授業中、トイレに行くことが多い。（※ 休み時間のトイレは、いじめの危険箇所）
□ ひそひそと話したり、メモを回したりする行動が見られる。
□ その生徒の発表時に、周囲の子が咳払い・不適切・空気を読めない発言がある。
□ その生徒が指名されたりすると、友達同士で目配せしたりする。
□ その生徒が正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
□ その生徒に対し、グループ活動をする時、机を離してくっつけない。
□ その生徒に対し、ペア・グループ活動する時等、組みたがらない。
□ 席や場所が決まっていない場合、みんなが好まない場所に座らされたりする。
□ しんどい役割、準備、後片付けをさせられている。
□ 字が小さくなる。
□ 宿題をやってこなくなる。
□ 文房具等をいつも貸す役になっている。
□ 教科書にイタズラ書きをされる。
□ テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

昼食時

□ その生徒が配膳すると嫌がられる。
□ 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしなかったり、わざと多く盛りつけたりするなど）
□ 食欲がない。
□ 笑顔がなく、黙って食べている。

清掃時

□ その生徒の机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
□ その生徒の机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
□ 他の生徒と一人離れて清掃している。
□ みんなの嫌がる分担をいつもしている。

休み時間

□ 教室や図書室、ローカに一人でいる。
□ 今まで一緒だったグループから外れていたり、よそよそしかったりする。
□ 友達関係ががらっと変わる。
□ 友達と一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
□ 訳もなく階段やローカを歩いていたり、用もないのに保健室や職員室に来たりする。
□ 教師に普段話しかけてこない生徒が、急に寄り添ってくる。
□ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
□ 持ち物をむやみに触られたり、反対に全く触られなかったりする。
□ 目の届きにくい場所（体育館の裏、トイレ、物陰等）からよく出てくる。
□ じゃれ合いの中で、いつもやられ役になっている。
□ からかわれたり、変なあだ名で呼ばれたりしている。
□ 笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
□ 注意すると「遊びでやっている」と答える。
□ 友達から避けられている。

放課後

□ 下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っている。
□ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
□ みんなの持ち物を持たされている。
□ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
□ 靴やかばん、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
□ 朝には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
□ 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。

その他

□ 校内でよく不調を訴えてくる。
□ 教科書や机、掲示作品、黒板等にイタズラ書きをされる。
□ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
□ いつになくはしゃいだり、つくり笑顔やおどける様子が目についたりする。
□ 話を聞いていると涙ぐむ。
□ 身なりが突然変化する。（※ 周りからの強制の可能性）
□ 教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
□ 宿題や集金などの提出が遅れる。
□ 刃物など、危険な物を所持する。

いじめを見抜くチェックポイント（保護者用）

紀美野町立紀美野中学校

いじめへの対応で大切にしたいことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。保護者の皆さんは、お子さんが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。「違和感」を感じ取るアンテナを高くすることが求められます。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなのもが挙げられます。

表情・態度

□　笑顔がなく、沈んでいる。
□　ぼんやりとしていることが多い。
□　視線をそらし、合わそうとしない。
□　わざとらしくはしゃいでいる。
□　表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
□　周りの様子を気にし、おどおどしている。
□　感情の起伏が激しい。
□　いつも一人ぼっちでいる。

身体・服装

□　体に原因が不明な傷などがある。
□　ケガの原因を曖昧にする。
□　顔色が悪く、活気がない。
□　登校時に、体の不調を訴える。
□　寝不足等で顔がむくんでいる。
□　ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
□　シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
□　服に靴の跡がついている。

持ち物・金銭

□　カバンや筆箱等なくすことが多い。
□　ノートや教科書に落書きがある。
□　作品やプリント等にいたずらされている。
□　靴が必要以上に汚れている。
□　必要以上のお金を持っている。
□　お金の使い方が多くなる。

言葉・行動

□　他の子どもから言葉がけを全くされていない。
□　いつも一人でいたり、泣いてたりする。
□　登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
□　すぐに保健室に行きたがる。
□　家から金品を持ち出す。
□　不安げにスマホや携帯電話をいじったり、メール等の着信をチェックしたりしている。

遊び・友人関係

□　いつも遊びの中に入れない。
□　友達から不快に思う呼び方をされている。
□　笑われたり冷やかされたりする。
□　特定のグループと常に行動を共にしている。
□　遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
□　よくけんかが起こる。
□　付き合う友達が急に変わった。
□　親が友達のことを聞くと嫌がる。
□　友達の持ち物を持たされている場面をよく見かける。
□　友達に使い走りをさせられている。
□　遊びに出かけ帰宅した時の表情が暗い。

保護者との関係

□　保護者と目線を合わせなくなる。
□　保護者との会話を避けるようになる。
□　保護者と関わろうとしない、避けようとする。

教師の自己チェックシート

●「日々の指導」を振り返りましょう。

観点	
あいさつ 健康観察	□　どの生徒にも同じように明るいあいさつをしていますか。 □　あいさつをする生徒の声の調子や表情の変化に注意を払っていますか。 □　不調を訴える生徒の声をきちんと受け止めていますか。
授業中	□　生徒を否定するような言動や態度で授業に臨んではいませんか。 □　威圧的で乱暴な言葉遣いをしていませんか。 □　感情的に生徒を叱っていませんか。 □　どの生徒にも発表の機会を与えていますか。 □　できる生徒、そうでない生徒という先入観を持って接していませんか。 □　ひとりの生徒を大勢の前で叱っていませんか。 □　間違いや失敗を嘲笑する生徒や、学級の雰囲気をそのままにしていませんか。
休み時間	□　生徒の表情や活動の様子から、友達関係を把握しようとしていますか。 □　どの生徒にも同じ言葉遣いで接していますか。 □　特定の生徒と遊んだり、話したりしていませんか。 □　生徒同士のトラブルを見て見ぬふりをしていませんか。 □　「これは遊びだ」という生徒の言葉を鵜呑みにしてはいませんか。
給食・清掃	□　給食・掃除当番等の公平な役割分担ができていますか。 □　給食・掃除当番等、押しつけられている生徒はいませんか。 □　意図的・計画的に、教室での給食に参加していますか。 □　清掃場所を必ず見回っていますか。
部活動	□　上下関係や実力主義の中で、理不尽な支配関係ができていませんか。 □　トラブルの解決を、すべて生徒任せにしていませんか。
その他	□　生徒を認め、褒め、励ましていますか。 □　良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいますか。 □　真面目に頑張る生徒が、生き生きと活動できる教室になっていますか。 □　教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っていますか。 □　生徒の作品・掲示物・机等に落書きや破損が見られませんか。 □　上履きや文房具等、物がなくなったり、隠されたりすることはありませんか。 □　いじめる生徒、いじめられる生徒を決めつけて見ていませんか。

●「学校組織」を振り返りましょう。

	□　教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていませんか。 □　すべての教職員が、話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできていますか。 □　一人ひとりの生徒が安心して生活できるために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいますか。 □　早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていませんか。 □　生徒への定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施していますか。